

別表六(十一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業者等が措置法第42条の7第2項、第3項若しくは第4項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）、平成12年改正前の措置法（以下「平成12年旧措置法」といいます。）第42条の7第2項、第3項若しくは第4項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は平成11年改正前の措置法（以下「平成11年旧措置法」といいます。）第42条の7第2項、第3項若しくは第4項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。
 (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「措置法第42条の7第1項の該当号1」の空欄には、その事業基盤強化設備が措置法第42条の7第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
 なお、平成12年旧措置法第42条の7第2項若しくは第3項又は平成11年旧措置法第42条の7第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合は、上段に「(旧法)」と記載します。
- 3 「事業種目2」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 4 「種類3」及び「設備の名称4」には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 5 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 6 「差引改定取得価額9」及び「改定リース費用の総額13」は、次の場合に並び次により記載します。
 (1) 措置法第42条の7第1項に規定する大規模法人（以下「大規模法人」といいます。）が同項第2号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合 $((7)-(8) \times \frac{50}{100})$ 相当額又は $(12 \times \frac{60}{100} \times \frac{50}{100})$ 相当額
 (2) 大規模法人が同項第3号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合 $((7)-(8) \times \frac{35}{100})$ 相当額又は $(12 \times \frac{60}{100} \times \frac{35}{100})$ 相当額
 (3) 上記(1)及び(2)以外の場合 $((7)-(8))$ 又は $(12 \times \frac{60}{100})$ 相当額
- 7 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 8 「リース費用の総額12」には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃貸に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 9 「取得に係るもの16～19」の各欄は、特定中小企業者等が、措置法第42条の7第1項に規定する特定事業基盤強化設備を昭和62年4月1日から平成13年3月31日までの間に、取得等をし、事業の用に供した場合に、その特定事業基盤強化設備につき、その供用年度において同条第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 10 「リースに係るもの20～25」の各欄は、特定中小企業者等が、措置法第42条の7第1項に規定する事業基盤強化設備を昭和62年4月1日から平成13年3月31日までの間に、物品賃貸業を営む法人から契約により賃借をし、事業の用に供した場合に、その事業基盤強化設備につき、その供用年度において同条第3項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 11 「当期税額基準額残額24」欄は、「16～19」の各欄の記載がある場合には、「(23)又は」を消し、「16～19」の各欄の記載がない場合には「又は(23)-(19)」を消してください。
- 12 「前期繰越分26～28」の各欄は、前期以前において生じた事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の7第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 13 当期に、事業基盤強化設備で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期税額基準額23」欄から記載を始めます。
- 14 「前期繰越額又は当期税額控除限度額30（若しくは33又は36）」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額32（若しくは35又は38）」の金額のうち、当期首前1年以内に開始した事業年度のものを移記します。
- 15 「当期控除額等34（又は37）」の各欄の外書には、措置法令第27条の7第18項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、別表六(十二)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額30」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額35（又は38）」の各欄の記載に当たっては、「34」又は「37」の本書に当該金額を含めたところで計算します。
- 16 「機械設備等の概要」には、法人が措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等に該当すること及びその機械設備等が事業基盤強化設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。